

# 上越地域消防局障害者活躍推進計画

## 1 策定趣旨

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、上越地域消防局消防局長が策定する障害者活躍推進計画です。

## 2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

## 3 周知・公表

本計画は、庁内LANへの掲載等により、すべての職員に対し周知するとともに、当消防局のホームページに掲載するなど、市民に対しても公表します。

## 4 現状と課題

当消防局に在職する常勤職員はすべて消防吏員で構成されており、これまでに障害者に限定した募集、採用は行っていません。

過去には、在職中に疾病、事故等により障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）が在籍することもありましたが、個別に対応しており、大きな問題は生じていませんでした。

これまで組織的な体制整備は行っていませんでしたが、令和2年3月から運用を開始した上越地域消防局・上越消防署では、施設設備を整備し勤務できる環境に配慮しています。

## 5 目標

### （1）採用に関する目標

消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員とされ、職務の特殊性から障害のある人に限定した募集、採用を行うことは困難ですが、障害を理由に応募できないような受験資格を設けることや障害を理由に不採用とすることはありません。

### （2）定着に関する目標

今後、中途障害者を含め障害のある職員が在籍することとなった場合は、不本意な離職を生じさせないように努めます。

## 6 取組内容

### （1）障害のある職員の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用促進者として消防局総務課長を選任します。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には適正に選任します。

### （2）障害のある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出

今後、中途障害者を含め障害のある職員が在籍し、職務遂行が困難となった場合又はその相談を受けた場合には、面談等を通じて負担なく遂行できる職務の選定及び創出について

検討します。

### (3) 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 障害のある職員への事情や希望等を考慮し、多様で柔軟な勤務形態を設定するとともに、必要な配慮等の有無を把握、検討し、継続的に必要な措置を講じます。

イ 必要な措置を講じる場合には、障害のある職員からの要望を踏まえつつ、過度な負担にならないように適切に対応します。

## 7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品の調達等の推進等に関する法律を踏まえ、企業等における障害のある人の活躍の場の拡大推進に努めます。